

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組み

1. 職員対応要領の策定

- ・区職員が障害のある方に適切に対応するため、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しています。

2. 職員研修の実施

- ・「品川区障害者差別解消法職員ハンドブック」を活用し、全職員を対象に研修を実施しています。
- ・新入職員は、「ユニバーサルマナー研修」において、法の理解、合理的配慮の提供等について学んでいます。
- ・法の再理解、日頃の取組みの振り返りを行えるよう、全職員を対象に、職員意識調査を実施しています。

3. 全庁的な取組みの推進

- ・品川区障害者差別解消推進本部会議を開催し、各部の取組み状況等の情報共有や、全庁的な取組みについて協議をしています。

4. 区民への周知

- ・品川区障害者差別解消法ハンドブック、広報しながわ等を活用し、法の周知と障害者理解の普及啓発を行っています。